



愛知県と名古屋市の取組

愛知県の取組

～「人と自然が共生するあいち」の実現を目指して～

○本県は、2010年に愛知・名古屋で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で採択された愛知目標^{※1}の達成に向けて、「人と自然が共生するあいち」の実現を目指すため、2013年3月に「あいち生物多様性戦略2020」を策定しました。

○この戦略に基づき、本県独自の取組である「あいち方式」^{※2}により、企業や大学、NPO、行政など多様な主体が連携し、9地域で生態系ネットワーク協議会が設立され、生物多様性保全に取り組んできました。

※1 COP10で採択された「生物多様性戦略計画2010-2020」の中で取り組むとされた20の個別目標

※2 県内地域の多様な主体が協働して、生態系ネットワークの形成を進め、「人と自然が共生するあいち」を実現する仕組み

○また、希少な野生動植物の保全や外来種対策、自然公園の利用促進による自然との触れ合いの促進、世界への情報発信を行っています。

1 生態系ネットワーク協議会の活動

各生態系ネットワーク協議会では、地域の特性に応じたテーマを設定し、地域の生態系ネットワークの形成という共通の目標に向かい、様々な主体がコラボレーション（協働）することで、地域共有の財産である生きものの生息生育空間の保全・創出を進める様々な取組を進めてきました。

尾張西部(2016.11 設立)

テーマ サギやケリの舞う生命（いのち）豊かな尾張平野をめざして



鳥と生きもの ふれあい学習会

生物多様性に取り組む事業者等のノウハウ提供を受けながら、自然環境調査や企業ビオトープの整備を実施

尾張北部(2013.10 設立)

テーマ ≪うらやま≫の豊かな自然を再発見しよう



八曽湿地観察会

事業者等の協力を得ながら、自然環境調査やビオトープ整備を実施
市民参加によるモニタリング調査・観察会を実施

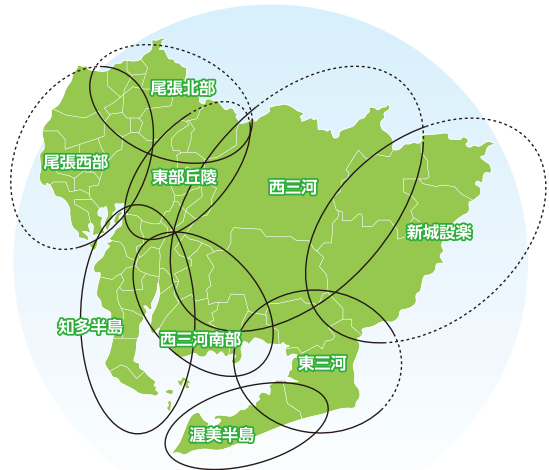
知多半島(2011.1 設立)

テーマ ごんぎつねと住める知多半島を創ろう



臨海部の企業緑地

学生、企業、NPO等の協働により北部の企業緑地でビオトープづくり等を実施
また、知多半島中部でも植樹や竹林の伐採を実施



県内の生態系ネットワーク協議会の位置図

東部丘陵(2011.3 設立)

テーマ 23大学が先導する、ギフチョウやトンボの舞うまちづくり



リレー講座の様子

構成大学等による生物多様性を学びリレー講座を継続実施
また、大学構内や企業の敷地内にビオトープを整備

西三河南部(2016.2 設立)

テーマ きらきら光る 碧い海
～西三河沿岸が育む生きものたちのつながり～



干潟観察会の様子

外来種の駆除や干潟等での生きもの観察会による環境学習を実施
フォーラム等を通じて地域のつながりを構築

西三河（2011.3 設立）

テーマ 最先端のものづくりと最先端のエコロジーが
好循環する暮らしを目指して



どんぐり拾いの様子

大学、企業、地域等が連携した生態系保全、外来種駆除などを実施

在来種の種子から育てた苗による植樹活動を実施

新城設案（2013.10 設立）

テーマ 樹を活かす、地域を活かす、森のちからと
人の営みが調和する奥三河



植樹活動の様子

人工林皆伐地での広葉樹の植樹を県民参加により実施

大学生と協働して、間伐材の積み木を活用した環境教育活動を実施

渥美半島（2015.1 設立）

テーマ 海と大地の恵みを活かし、
人と自然を未来につなぐ渥美半島の創造



アサギマダラの観察会

渥美半島独特の豊かな自然を学ぶエコツアーや表浜海岸における生物保全対策を実施

東三河（2014.2 設立）

テーマ 穂の国いきものがたり
子どもたちへ 水と緑でつなげよう



環境学習ツアー

身近な自然を学ぶ環境学習ツアーを実施

県民を対象としたフォーラムの開催などを通じて、世代間のつながりを構築

2 県民参加型のモニタリング調査

生態系ネットワークの形成の取組成果の「見える化」を図るため、指標種として50種の「動物」、50種の「植物」を選定しました。

これらの種を解説した「モニタリングハンドブック」を2019年に作成し、県民がスマートフォンやデジタルカメラで調査対象種の写真を撮り、インターネットの地図情報システムに投稿し、結果を閲覧できるシステムを開発しました。

2020年度からは、生態系ネットワーク協議会を中心に多くの県民の参加を得て、モニタリング調査を行っています。



3 あいちミティゲーション

1ヘクタール超の開発を行う事業に対して、「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（以下「自然環境保全条例」という。）に基づく大規模行為届出制度により、緑地の確保等を指導してきました。

また、「自然環境の保全と再生のガイドライン」に基づき、開発事業者と協議し、回避・最小化・代償の検討・実施、生物の生息生育に配慮した構造物の設置、在来種の植栽など、緑地の質の向上に係る取組を図ってきました。

生物の生息生育に配慮した構造物の例



小動物が側溝に落ちてでも這い上がれるように設置された斜路（スロープ）



開発区域内で整備しているビオトープ

愛知県の取組

～「人と自然が共生するあいち」の実現を目指して～

4 希少種な動植物の保全・外来種防除の取組

(1) 希少種の保全

自然環境保全条例に基づき、希少野生動植物種の捕獲等を禁止するため、指定希少野生動植物種として、2007 年以降、ウシモツゴ、ハギクソウなど 18 種を指定しています。また、同条例に基づき、指定希少野生動植物種の生息地等保護区を 4 か所指定し、工作物の設置などの行為を規制しています（2020 年 9 月現在）。

エンシュウツリフネ（指定希少野生動植物種）は、茶臼山高原に生育し、夏から秋にかけて特徴的な花を咲かせます。しかし、ニホンジカやノウサギの食害により絶滅するおそれがあるため、生息地等保護区を指定（2016 年）し、防除ネットの設置等により個体群の保全に努めています。

また、絶滅のおそれのある野生動植物の種のリストであるレッドリストを 2014 年度に改訂し、その後、最新の知見に基づき 2020 年 3 月に「レッドリストあいち 2020」及び同リストの各種に解説を加えた「レッドデータブックあいち 2020」を作成しました。



ウシモツゴ



エンシュウツリフネ



レッドデータブックあいち 2020

(2) 外来種対策

外来生物法に基づく特定外来生物であるヒアリは、2017 年に県内ではじめて確認されており、Web ページ「STOP！あいちの外来種」に情報を掲載し、注意喚起を行っています。また、特定外来生物のオオキンケイギクについては、5 月に県内の市町村と連携して一斉駆除を行っています。県内において、早急な対策が必要な特定外来生物のアルゼンチンアリ等については、市町村に専門家を派遣するなど、防除対策を支援しています。

また、自然環境保全条例に基づき、県内における地域の在来種を圧迫し、生態系に著しく悪影響を及ぼすおそれのある移入種 27 種（アカミミガメ、スイレン属など）を 2010 年から公表しています。



ヒアリ



オオキンケイギク



アカミミガメ

5 愛知県の自然公園における取組

自然公園には、国立公園、国定公園及び県立自然公園の3種類があり、愛知県には、4つの国定公園と7つの県立自然公園が指定されています。本県の自然公園の陸域総面積は88,881haで、県土面積の約17.2%を占めています。これらの自然公園資源を活かし、自然と親しむことで人々の保健や休養に資するとともに、自然保護に対する認識を深めることを目的として、県は東海自然歩道の整備や自然公園施設を設置しています。



東海自然歩道

東海自然歩道は、東京から大阪までの緑豊かな自然をたずねる全長1,697kmの歩道で、県内は3つの国定公園を通過する延べ211kmのコースです。

いらごさらパーク（伊良湖休暇村公園施設）

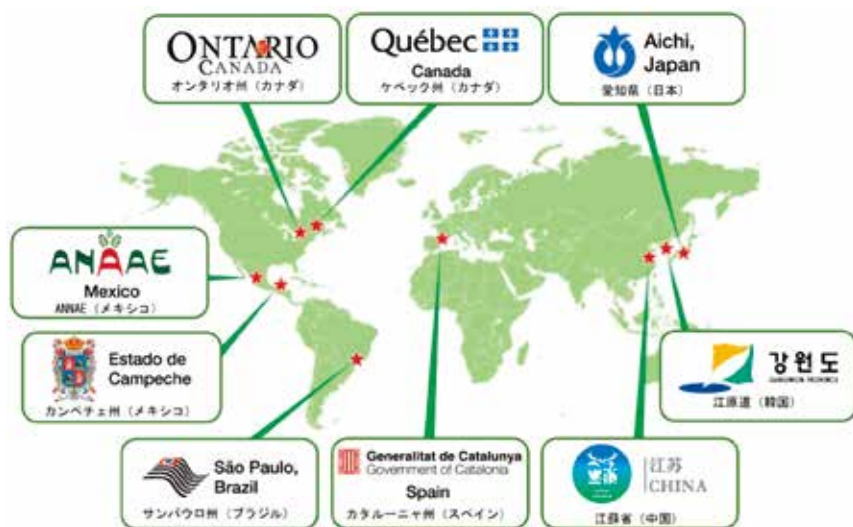


水の広場・砂の広場・花の広場

2017年度に整備した広場で、様々な海浜性植物を鑑賞できる「花の広場」を始め、小さなお子様でも遊べる「砂の広場」、「水の広場」、希少な海浜性植物の保全を行っている「希少種エリア（小松島）」、散策のための園路・案内板などを整備しており、気軽に自然に親しめる園地となっています。

6 国際先進広域自治体連合（GoLS）における取組

COP10で採択された愛知目標の達成に貢献するため、生物多様性保全に先進的に取り組む世界のサブナショナル政府（州・県レベルの広域自治体）とともに、愛知県が主導して2016年に「国際先進広域自治体連合（GoLS）」を立ち上げました。また、COPなどの会議の場で県の取組を発表するなど、国際連携と世界の自治体の取組活性化にも力を注いできました。



COP13 国際自治体会議にて
(メキシコ・カンクン)



COP14 国際自治体会議にて
(エジプト・シャルムエルシェイク)